



第26回参議院議員通常選挙が行われます

選挙管理委員会事務局 ☎74-5273

投票日
7月10日(日)

投票時間
午前7時～午後8時

投票は2種類です

神奈川県選出議員選挙

都道府県を単位として行われ「候補者の氏名」を書いて投票します。

比例代表選出議員選挙

候補者名簿に記載された「候補者の氏名」、または「政党名などの名称・略称」を書いて投票します。

投票できる人

平成16年7月11日以前に生まれた日本国民で、令和4年3月21日以前から伊勢原市に在住し、住民登録をしている人※最近転入・転出した人は担当にお問い合わせてください

入場整理券をご確認ください

投票所入場整理券を世帯主あてに郵送しています。入場整理券に記載されている投票所名、案内図をお確かめください。入場整理券が届かない人や紛失した人は、各投票所の係員に申し出てください。

期日前投票

投票日に仕事や旅行などの予定がある人は、事前に投票ができます。

選挙公報をご覧ください

立候補者の氏名や政党などの名称、政見が掲載されています。新聞を未購読で郵送を希望する人は担当へ連絡してください。市役所や各公民館などにも置いてあります◇県選挙管理委員会ホームページで、選挙公報や候補者などの情報が公開されています

代理投票・点字投票

投票用紙への記載が困難

開票速報

午後10時ごろから30分ごと確定まで発表

神奈川県選出議員選挙

とに確定まで発表

比例代表選出議員選挙

確定時に発表



10月から小児医療費助成制度が変わります

医療費助成を通じて子育て世帯の経済的支援を拡充するため、10月1日から小児医療費助成制度における未就学児の所得制限を撤廃します。新たに助成を受けるには申請が必要です。

対象 未就学児の養育者のうち、所得制限により本制度を利用していない人

申請方法 6月下旬に申請対象の人へ申請書を送付しました。7月中旬に市へ提出してください。9月末ごろに医療証を交付します※郵送または電子申請での提出にご協力をお願いします



子育て支援課 ☎94-4633



マイナポイント第2弾を実施

マイナンバーカードを取得している人を対象に、マイナポイント申請が始まりました。すでに新規取得者向けマイナポイントを申請済みの人や健康保険証・公金受取口座を登録済みの人も申請が必要です。詳しくは総務省ホームページ、または右のQRコードから確認を◇電話(☎94-4711※最初に「マイナポイントの件」とお伝えください)や市役所3階3B会議室でも手続きのサポートをしています



マイナポイント申請

締め切り 令和5年2月28日(火)

情報政策課 ☎94-4550



保険や年金に関するお知らせ

国民健康保険に加入する人へ

8月1日から使用していた新しく新しい保険証を7月中に送付します。記載内容をご確認ください。高齢受給者証は、70歳の誕生日の翌月から該当します。1日が誕生日の人は、その月から該当します。

75歳以上の後期高齢者医療制度に加入している人へ

8月から保険証が新しくなります。7月中に新しい保険証(桃色)を簡易書留で送付します。

限度額適用認定証か限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちで、8月以降も対象となる人には、併せて新しい認定証を送付します。

7月中旬に納税通知書などを送付します

令和4年度の第4期以降分の国民健康保険税(本算定)納税通知書を送付します。

後期高齢者医療制度に加入している人へ

後期高齢者医療制度に加入している人には、後期高齢者医療保険料の本算定通知書を送付します。

主な制度の改正点

国民健康保険税

賦課限度額の変更

国民健康保険税のうち、医療給付費分が63万円から65万円、後期高齢者支援金分が19万円から20万円になります※介護納付金分は変更ありません

未就学児に係る均等割額の軽減

地方税法および地方税法施行令の一部改正に伴い、未就学児(6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者)の均等割額を5割軽減します。軽減額は、世帯の軽減区分によって異なります(表参照)。

後期高齢者医療保険料

医療給付費の見込みに基づき、2年ごとに保険料率の見直しが行われます。改定後の均等割額(年額)は4万3100円、所得割率は8.78%です。なお、賦課限度額(年額)は66万円です。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税・介護保険料の減免

対象要件を満たす場合、申請すると保険料(料)が減免されます※申請には収入を証明する書類が必要で対象となる保険料(料)

平成31(令和元)年度分、令和4年度分、令和2年2月1日～5年3月31日が納期限(特別徴収は対象の年金の支払日)の保険料(料)より異なる

国民健康保険税

①主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症(以下、感染症)で死亡、または重篤な傷病を負った世帯

②感染症の影響で主たる生計維持者に収入の減少が見込まれ、次の全てに該当する

◇事業、不動産、山林、給与のいずれかの収入が前年に比べて3割以上減少する見込み

◇減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下

保険料(料)の減免割合

①の世帯・被保険者Ⅱ全額免除

②の世帯・被保険者Ⅱ一部免除

国民健康保険税・後期高齢者医療制度の傷病手当金を延長

感染症に感染、または感染が疑われる加入者に対する手当金の支給対象期間を9月30日まで延長しました※支給要件などに変更はありません

国民年金の免除・猶予制度

対象要件を満たす場合、

介護保険料

申請すると保険料の納付が免除(全額・4分の3・半額・4分の1)または猶予されます。申請は最大2年1ヵ月前までさかのぼることができます。詳しくは担当か平塚年金事務所(☎22-1515)にお問い合わせください※失業または、感染症の影響で一定以上所得が下がった場合は特例あり

対象

◇免除Ⅱ本人、配偶者および世帯主の前年所得が一定基準以下の入

◇猶予Ⅱ50歳未満で、本人および配偶者の前年所得が一定基準以下の入

介護保険料本算定通知書を送付します

今年度の住民税の課税状況に基づき計算された納入通知書を7月中旬に送付します。

(表)未就学児に係る均等割額の軽減

軽減区分	改正前(令和3年度以前)		改正後(令和4年度以降)	
	医療給付費分(2万1000円/人)	後期高齢者支援金分(7800円/人)	医療給付費分(2万1000円/人)	後期高齢者支援金分(7800円/人)
7割軽減	1万4700円	5460円	1万7850円	6630円
5割軽減	1万500円	3900円	1万5750円	5850円
2割軽減	4200円	1560円	1万2600円	4680円
軽減なし	0円		1万500円	3900円

※詳しくは納税通知書に同封するお知らせでご確認ください